

株式会社遠鉄ストア POSデータ開示サービス利用規約

株式会社遠鉄ストア(以下「サービス提供者」)が提供するPOSデータ開示サービス(以下「本サービス」)を利用するための規約を以下に定める。

第1条(利用申込)

- (1) 「本サービス」の利用を希望する企業(以下「認定利用者」)は、「サービス提供者」所定の「株式会社遠鉄ストア POSデータ開示サービス利用申込書」(以下「利用申込書」)に必要事項を記入のうえ、「本サービス」の業務委託先である遠鉄システムサービス株式会社(以下「受託者」)に郵送にて提出するものとします。
- (2) 「利用申込書」の内容に変更がある場合は、「株式会社遠鉄ストア POSデータ開示サービス変更申込書(カテゴリ)」または「株式会社遠鉄ストア POSデータ開示サービス変更申込書(その他)」に必要事項を記入のうえ「受託者」へ郵送にて提出するものとします。

第2条(利用申込の承諾)

- (1) 次の各号に該当する場合には、「サービス提供者」は「本サービス」の利用申込みを承諾しないことがあります。
 - ① 申込書に虚偽の記載、誤記または記入漏れがあったとき。
 - ② 「認定利用者」が債務の履行を怠るおそれがあると判断されたとき。
 - ③ 利用申込が不相当と判断したとき。
 - ④ その他利用申込を拒否する正当な事由があるとき。
- (2) 前項のいずれかに該当すると認められたときは、「サービス提供者」は「受託者」を通じて「認定利用者」に対してその旨を書面で通知し、利用申込を拒否することができるものとします。

第3条(ユーザーIDおよびパスワードの使用と管理)

- (1) 「サービス提供者」は利用申込を承諾した場合に、「認定利用者」が「本サービス」を利用するためのユーザーIDおよびパスワードを「受託者」経由で申込書に記載された電子メールアドレス先へ電子メールにて交付するものとします。
- (2) ユーザーIDおよびパスワードは、「認定利用者」の責任において使用し、管理されるものとし、ユーザーIDまたは、パスワードの不正使用などにより生じた損害について「サービス提供者」および「受託者」は、いかなる責任も負わないものとします。
- (3) 「認定利用者」は、理由の如何を問わず第三者にユーザーIDまたはパスワードを開示もしくは貸与し、または使用させてはならないものとします。
- (4) 「認定利用者」は、パスワードの変更を最低6ヶ月に1度定期的に行うものとします。

第4条(「本サービス」の利用時間)

- (1) 「本サービス」の利用可能時間は、365日 9時～24時とします。
- (2) 「サービス提供者」は、システム(サーバー・ソフトウェア)や通信回線の保守、およびその他やむをえない事情により、「本サービス」の提供を中断できるものとします。なお、この場合は「本サービス」のトップページ <https://posdata.entstore.co.jp/index.html> (以下「トップページ」)でお知らせするものとします。
- (3) 「認定利用者」は「サービス提供者」および「受託者」が提供するヘルプデスクサービスを平日の9時～17時まで(但し、祝日、12月30日～1月4日を除く)利用可能とします。

第5条(本サービスの内容および仕様の変更)

「サービス提供者」は、「認定利用者」に予告することなく、サービス内容の追加、部分的改廃を行うことができるものとします。この場合、「サービス提供者」は「トップページ」で「認定利用者」に情報提供するものとします。

第6条(利用料金および申込手数料について)

- (1) 「本サービス」の利用料金および申込手数料は、別紙「遠鉄ストア POSデータ開示サービス」(以下「別紙」)に定めるものとします。

第7条(支払条件)

- (1) 「認定利用者」は、「別紙」に定める利用料金(消費税別途)を「受託者」に支払うものとします。
- (2) 「認定利用者」は、「受託者」が発行する請求書の通り、年額利用料金を「受託者」が指定する銀行口座に、請求月25日までに支払うものとします。
- (3) 振込み手数料は、「認定利用者」の負担となります。

第8条 (責任の範囲)

- (1) 「サービス提供者」は、天災その他不可抗力など、やむを得ない事由により「本サービス」の提供が中断または停止、遅延した場合には、速やかに障害の復旧に全力を尽くすものとします。また復旧のお知らせは「トップページ」にて行うものとします。
- (2) 「サービス提供者」が提供するデータ(POS情報)により、直接または間接的に生じた結果について、「サービス提供者」は責任を負わないものとします。

第9条 (秘密保持)

- (1) 「認定利用者」は「本サービス」で得られたデータ(POS情報)を、「データ提供者」固有のデータとして「データ提供者」の許可なく第三者に開示もしくは漏洩しないものとします。
- (2) 前条項は、本契約の解除および終了後も有効に持続するものとします。

第10条 (損害金と「本サービス」の利用停止)

- (1) 上記第9条(秘密保持)に違反して損害を被った場合、「サービス提供者」は、「認定利用者」に対して損害賠償請求できるものとします。

第11条 (有効期限)

- (1) 「本サービス」の利用についての契約は、3条1項の電子メールでのユーザーID およびパスワードの送信日をもって契約成立日とし、「認定利用者」が電子メールを受信していない場合や未読の場合も契約成立日は変わらないものとします。
- (2) 契約期間は契約成立日から翌3月31日までとします。その後は、当該期間満了の1ヶ月前までに「認定利用者」から「データ提供者」所定の「株式会社遠鉄ストア POSデータ開示サービス解約申込書」による郵送での解約の申入れがない限り、さらに1年間更新されるものとします。

第12条 (契約の解除)

- (1) 「サービス提供者」は、「認定利用者」が以下の各号の一つに該当するときは、通知、催告を要しないで直ちに本契約を解除することができるものとします。
 - ① サービス開始日の前日までに第6条の利用料金の支払いを怠ったとき。
 - ② 本契約の各項に違反したとき。
 - ③ 銀行取引停止処分等、その他営業継続が困難と「サービス提供者」が認めたとき。
- (2) 前項の「サービス提供者」からの契約の解除および「認定利用者」からの契約の解除のいずれの場合も、「サービス提供者」は「認定利用者」に利用料金の返却は行わないものとします。

第13条 (その他協議)

- (1) 本利用規約に定めていない項目または本利用規約に関し疑義が生じた場合には、別途「サービス提供者」と「認定利用者」間にて誠意をもって協議し、円満解決を図るものとします。

第14条 (合意管轄裁判所)

- (1) 本規約および「本サービス」に関する訴訟の第一審の管轄裁判所は、「サービス提供者」の本部所在地を管轄する裁判所とします。

以上

(2010年11月26日付)